

新型コロナウイルスに関連した肺炎について

現在、中国湖北省武漢市を中心に、新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生が確認されており、日本国内においても感染者の確認が報告されています。

また、中国では旧正月を迎えるほか、道内において「さっぽろ雪まつり」等大きなイベントの開催が予定されていることから、今後多数の外国人観光客が来日することが予想されます。

町民の皆さんにおかれましては、以下の内容についてご留意くださいますようお願いいたします。

・風邪やインフルエンザが多い時期であることを踏まえ、咳エチケットや手洗い等、通常の感染症対策を行うことが重要です。

・武漢市などから帰国・入国される方で、咳や発熱等の症状がある場合は、マスクを着用するなどし、武漢市への滞在歴があることを申告した上、速やかに医療機関を受診してください。

なお、当該疾患に関して不安、症状がある場合は、管轄の保健所（苫小牧保健所健康推進課健康支援係 ☎0144④4168）へご相談ください。

新型コロナウイルスに関連した肺炎についての関連情報については下記URLからご覧ください。

（リンク先 北海道公式ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/singatakoronahaien.htm>）

厚生労働省や国立感染症研究所ホームページの新型コロナウイルスに関連した情報を閲覧が可能です。

北海道からのお知らせ（土砂災害警戒区域の指定）

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく基礎調査の結果、「北進東の沢」「新栄の沢」「シンエイ1の沢」「北進東3の沢」「北進東4の沢」「北進東6の沢」「ときわ公園の沢」「シモシンエイ2の沢」「源武の沢」「早来北進」「自衛隊の沢」「自衛隊北の沢」「瑞穂の沢」「東早来の沢」「緑ヶ丘東の沢」「瑞穂曲りの沢」「緑が丘東2の沢」「スズラン2の沢」が土砂災害警戒区域に「北進東5の沢」が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されました。

なお、北海道では「北海道土砂災害警戒情報システム」のウェブサイト（<http://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/soilWarning/displayMap.do>）において、指定箇所の位置や区域を示す電子ファイルを公開しています。

「北海道土砂災害警戒情報システム」の左側にあるメニューのうち「土砂災害警戒区域等の指定状況」を選択してください。

令和3年度の住民税控除から寡婦（夫）の要件が変更になります

令和3年度の住民税の控除から、未婚のひとり親に寡婦（夫）控除が適用となります。

令和2年分の所得から適用となりますので、お勤めされている方は会社へ申し出が必要となります。

問合せ 税務住民課税務グループ ☎②2513

苫小牧税務署からのお知らせ ☎0144③3165（自動音声でご案内します）

確定申告について

令和元年分の所得税及び復興特別所得税の申告相談及び申告書受け付けは、2月17日(月)から3月16日(月)までとなります。

確定申告書は、国税庁のホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「確定申告書作成コーナー」で作成し、e-Tax（電子申告）をご利用ください。

申告相談会場等で発行された「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方は、スマートフォン等からe-Taxによる申告書等のデータ送信が可能です。

消費税の課税事業者の方は区分経理が必要です

消費税率の対象品目の取引がある課税事業者の方は、日々の経理において、売上げや仕入れ（経費）を税率の異なるごとに区分して記帳する「区分経理」を行う必要があります。

また、課税事業者の方が、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理をした帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要です。